

議案第16号

東部大阪都市計画星田北・茄子作南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

東部大阪都市計画星田北・茄子作南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成30年2月26日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 都市緑地法等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正に伴い、
所要の改正を行いたいため。

東部大阪都市計画星田北・茄子作南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

東部大阪都市計画星田北・茄子作南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東部大阪都市計画星田北・茄子作南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「法別表第2（る）項」を「法別表第2（を）項」に改め、同条第2号中「法別表第2（を）項」を「法別表第2（わ）項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。